

令和4年度第1回

板橋区情報公開及び個人情報保護審議会

会 議 録

板橋区総務部区政情報課

令和4年度第1回板橋区情報公開及び個人情報保護審議会

- 1 開催年月日 令和4年7月12日(火)
- 2 開催場所 板橋区役所北館11階 第二委員会室
- 3 審議会委員
- | | |
|-----|-----------|
| 会 長 | 佐 藤 信 行 |
| 委 員 | 飯 塚 亜矢子 |
| | 高 木 祥 勝 |
| | 真 野 英 人 |
| | 福 司 慶 子 |
| | 岩 沢 美代子 |
| | 田 中 しゅんすけ |
| | さかまき 常 行 |
| | 吉 田 豊 明 |
| | おばた 健太郎 |
| | 橋 本 正 彦 |
| | 中 川 修 一 |
- 4 事務局 総務部長
区政情報課長
IT推進課長
- 5 関係課長 総務課長

午後2時00分 開会

○区政情報課長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、令和4年度第1回板橋区情報公開及び個人情報保護審議会、こちらを始めたいと存じます。

その前に、委員に交代がございましたので、最初の進行を事務局で執り行わせていただきたいと存じます。

審議会に先立ちまして、新たに委員になられました田中委員、吉田委員に坂本区長から委嘱状をお渡しいたします。委員におかれましては、お名前をお呼びしますので、ご起立でお受け取りいただきたいと存じます。

では、初めに、田中しゅんすけ委員。

○区長 よろしく願いいたします。

委嘱状。

田中しゅんすけ様。

東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審議会委員を委嘱します。

令和4年5月23日。

板橋区長、坂本健。

どうぞよろしくお願いいたします。

○田中委員 よろしく願いいたします。

○区政情報課長 続きまして、吉田豊明様。

○区長 委嘱状。

吉田豊明様。

同文でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田委員 よろしく願いいたします。

○区政情報課長 それでは、板橋区長、坂本からご挨拶を申し上げます。

○区長 皆様、こんにちは。大変お忙しい中を、今日はお集まりいただき、誠にありがとうございます。

板橋区情報公開及び個人情報保護審議会の委員の皆様には、板橋区政に対しますご理解、ご協力に感謝申し上げます。

また、新たに委員に就任されました皆様にも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、個人情報保護制度につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴いま

して、令和5年の春以降、改正法が地方公共団体に、直接、適用される見込みであることを受けまして、板橋区におきましても、令和4年度中に関係する例規の整備が必要となっております。

こういった点につきましては、前回の審議会において、設置承認いただきました小委員会での承認、審議状況も含めて、後ほど事務局から報告を申し上げます。

また、今年度も、来月8月に個人情報紛失等の事故防止強化月間としまして、事故の再発防止に対応したチェックリストによる自己点検の実施、また、庁内LANパソコンを通じた個人情報保護に関する留意事項の集中的な配信といった取り組みを行っております。

こうした活動を通じまして、事故の再発を防止し、日々の業務におきまして適正な個人情報の取り扱いを確実に実行するよう、全庁で取り組んでまいります。

本日の諮問案件につきましては、1件となりますが、委員の皆様におかれましては、今後ともさらなるご指導を賜りますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますけれども、挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○区政情報課長 大変申し訳ございませんが、区長は、次の公務があるため、ここで退席させていただきます。

(区長 退席)

○区政情報課長 それでは、資料のご確認をお願いしたいと存じます。

配付資料は、次第に記載のとおりでございます。

資料につきましては、事前に郵送させていただいておりますが、資料の過不足等がございましたら、事務局の方にお申し付けいただきたいと思いますと存じます。

それでは、これからの会議の進行につきましては、佐藤会長をお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

○会長 はい。それでは、ただいまから、令和4年度第1回の情報公開及び個人情報保護審議会を開催いたします。

開会の前に、区民の方から、本日の審議会につき、傍聴希望が1件出ているということでございます。東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審議会傍聴規定第3条に基づきまして手続きがなされたと報告を受けておりますので、傍聴を許可したく存じますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 では、どうぞ。傍聴人の方、入っていただいでください。

ちょっとお待ちいたしましょう。

(傍聴人 入室)

○会長 それでは、議事に入ります。本日の議題は、「個人情報保護制度に基づく諮問事項」についての審議が1件と、事務局からの報告事項が3件でございます。

効率的に議事を進めたく存じますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

初めに、諮問事項の1「自衛官等の募集に係る入隊適齢者情報の外部提供について」、事務局から説明を求めます。お願いします。

○区政情報課長 はい。申し訳ございません、着座にて説明させていただきます。

それでは、資料1をご覧ください。

1枚おめくりください。諮問書になります。

項番の1、諮問の根拠でございます。

個人情報保護条例第16条の2、それと情報公開及び個人情報保護審議会条例第2条第1項第1号によるものでございます。

項番の2、諮問事項でございます。

自衛官または自衛官候補生、以下、「自衛官等」と申し上げます、この募集に際し、対象者に募集案内等を送付するため、入隊適齢者情報を、防衛省自衛隊東京地方協力本部、以下、「東京地本」と呼びます、ここに外部提供するものでございます。

項番の3、諮問の内容でございます。

板橋区では、住民基本台帳法第11条第1項に基づき、自衛官等の募集に関し必要な情報を区の閲覧専用端末で閲覧を可能としてまいりました。

令和2年12月の閣議決定で、自衛隊法第97条第1項と同法施行令第120条により、この募集に関し、必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合、区長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能である、このことが明確化されました。

また、防衛省及び総務省から、令和3年2月5日付通知により、募集対象者情報の提供について、防衛大臣が市区町村長に対し提供を求めると及び提供方法についても、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、法律上、特段の問題を生ずるものではないという見解が示されました。これを受けて、今年1月21日付で、防衛大臣から、対象者情報を東京地本へ提供するよう依頼がございました。

このことから、募集に係る案内を送付する年度中において18歳及び22歳になる対象

者を住民記録システムから抽出し、紙媒体で東京地本に外部提供することとしました。

なお、提供に当たっては、事前に区のホームページ等で周知するとともに、提供対象から除外できる旨も周知してまいります。

については、東京地本に個人情報を提供することから、審議会に諮問するものとなります。

項番の4、外部提供先です。

防衛省自衛隊東京地方協力本部になります。

項番の5、提供方法です。

別紙業務フロー図、5ページをご覧ください。

横書きでございます。左の列から、板橋区、防衛省、区民（募集対象者）、個人情報の取り扱いにおける留意事項となっております。

真ん中、防衛省の列、①依頼から、最下段、左側の列、板橋区の一番最後、⑬消去報告書の受領まで、一連の流れになります。

順を追って説明いたします。

①防衛大臣からの依頼でございます。

来年度以降も東京地本への提供依頼が発出される予定であります。

左の板橋区です。

②依頼の受領を総務課が受けます。

下に下がります。

③対象者データの抽出依頼を総務課が戸籍住民課に行います。

④戸籍住民課がデータを抽出し、それを基幹系システムの共有ホルダーに格納します。

⑤総務課が外部提供を行うことと、申出により対象から除外できることをホームページ等で周知いたします。

右から2列目の区民の列でございます。

除外の申出でございます。

板橋区の列に戻ります。

⑦除外申出書の受領です。

⑧これを基に対象者データを加工し、2部印刷いたします。一部を東京地本に提供し、引渡書とともに東京地本の担当者に、直接、引き渡します。

防衛省の列でございます。

⑨東京地本側は紙媒体を受領し、対象者件数を確認した上で、受領書を区に提出いたし

ます。その後、対象者に案内を送付いたします。

左側、⑩受領書を区が受領いたします。

右側、⑪になります。対象者の方に募集案内を送付いたします。

真ん中の列。

⑫です。東京地本での利用後となります。

募集案内発送後、1か月以内に紙媒体をシュレッダーで消去し、消去日、消去方法、確認者名を記載した消去報告書を区に提出いたします。

左側、板橋区です。

⑬東京地本の担当者から消去報告書を受け取って完了となります。

申し訳ございません、2ページにお戻りいただきたいと思えます。

項番の6です。提供する個人情報、記載のと通りの4情報になります。

項番の7、個人情報の保護措置でございます。

(1) 外部提供に当たっては、厳重管理、秘密保持などを明記した覚書を取り交わします。

(2) 抽出した対象者データを保管する共有フォルダは、アクセス権限を持たない者はフォルダ及びファイル自体を視認できない設定といたします。

(3) 東京地本への外部提供に当たっては、区は外部提供すること、申出により提供対象から除外できること、こちらを周知してまいります。また、除外の申出があった場合は、対象者データから申出書を除外した上で紙媒体を提供いたします。

(4) 受領した除外申出書は、鍵付きの書庫に保管いたします。

(5) 対象者データの加工については、セキュリティーが担保されたIT推進課が管理するエリアで処理し、加工した引渡用データは基幹系システムの共有フォルダに保存いたします。また、データは印刷後、削除し、区で保管する引渡用データの紙媒体は鍵付きの書庫で保管いたします。

(6) 提供に当たっては、個人情報持出簿で、課長である個人情報保護責任者の了承の下、鍵付きのバッグ等を用います。

(7) 東京地本は、募集案内等を送付後1か月以内に紙媒体をシュレッダーで消去し、先ほどのフロー図での説明と重複しますが、消去報告書を提出することとし、その報告書には、消去日、方法、確認者氏名を記載することといたします。

(8) 東京都板橋区個人情報保護条例と同施行規則を遵守することといたします。

項番の 8、実施予定です。

今年度につきましては、年明け 1 月に 22 歳の対象者を提供いたします。

5 年度以降については、年 2 回、5 月に 18 歳、翌年 1 月に 22 歳の対象者を提供する予定であります。

項番の 9、担当課は総務課になります。

以下、参考といたしまして、今年 4 月 1 日現在の対象者人数と関係法令を記載しております。

説明は以上となります。

○会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、お受けしたいと思います。

なお、本日も関係の課長に出席いただいておりますので、質問の内容によっては、担当課長からご回答をいただきます。

それでは、ご質問、お願いいたします。

では、さかまき委員。

○さかまき委員 すみません、よろしく申し上げます。最初にフローのところ、細かいところになりますが、確認をさせていただきたいと思います。

別紙の業務フロー図の⑧ですかね、その作業の詳細を確認したいんですが、除外の申出に基づいて削除するんですが、この作業というのは、いわゆる例えばエクセルのようなデータを紙で見ながら削除するような作業なのか、あるいは何らかのシステムの検索や参照、削除みたいなものを使ってデータが発行されるのかというのを確認したいと思います。

○会長 はい。総務課長。

○総務課長 総務課長です。どうぞよろしくお願いいたします。

データ加工のご質問でございます。こちらは戸籍住民課からアクセス権限を持った者だけがデータを加工できるという共有フォルダの中にエクセルデータを入れていただいて、そちらを除外申出書と突合しながら確実に削除するものでございます。

○会長 どうぞ、さかまき委員。

○さかまき委員 はい。分かりました。イメージは掴めました。ありがとうございます。

それで、いわゆる除外して加工した後、印刷をしたら、抽出者データはすぐに、速やかに消すという運用にはなっているかと思うんですが、起きてはいけないと思うのは、除外

の申請があるのに除外し忘れ、し漏れてしまうことですか、間違っただけの者を削除してしまうことかと思うんですが、プリントアウトしたら消してしまうので、その履歴とか、エクセルなので、振り返っては確認できないのかなと思うんですね。

ですので、間違いがないためのチェックとか、検証と申しますか、その安全対策とか、仕組みと申しますか、その部分の詳細を聞かせていただければと思います。

○会長 総務課長、どうぞ。

○総務課長 ご説明させていただきます。こちらは、複数人、アクセス権を持つ者を限定させていただきたいので2名を想定してございますけれども、その者が除外申出書と、それから削除データを必ず削除した後は突合するという事で、例えば黄色の帯をつけるなどをして、事務の進め方には最大限工夫をさせていただき、ダブルチェックを二人で確認をいたします。

また、データを一定程度残すことも考えていたんですけれども、そちらにしますと、やはり区民の方の大切な個人情報ということですので、紙媒体は2部のみということで、確実なデータ除外申し出後のデータを作成するということを確認した後に、即時に消去させていただき、その2枚のみを個人情報の引き渡しデータ名簿とさせていただきたいということで、個人情報の厳重な管理を考えてございます。

○会長 はい。さかまき委員、どうぞ。

○さかまき委員 ありがとうございます。

作業上、ミスがないようにしていただければなというふうに思っておりますので、その点を確認させていただきました。

あと、最後、1点なんですけど、この全体の話で確認したいところがあるんですが、もともとその閲覧自体が認められていることですので、情報提供そのものに関しては、正当なものであるという理解をしているんですけれども、その上で、除外の申請ができるという仕組みになっているんですが、ただ、この周知の関係ですと、除外ができるというものを知らずに、除外の意思を示さないまま、情報としては提供されることがあり得るのかなというふうに思っているんですけれども、元々が情報閲覧として提供しているものなんですけど、こういった除外という仕組みも付随させながら、ただ、厳密な同意であるとか、いわゆるオプトアウトとか、何か、明確な・・・なんかをするということではない仕組みがあるんですが、この状態というものの正当性といいますか、そういうものとして理解をした一つの業務というふうなことでよろしいのでしょうか。

よろしいんでしょうかと、何か疑義を挟んでいるわけではないんですが、そういうものだという理解をしているんですが、そういうものなんでしょうか。すみません。

○会長 総務課長。

○総務課長 はい。これまでは、住民基本台帳法に従いまして、例えば区民の方で情報提供を望まない方、また、募集を望まない方のものを含めて書き写して、募集案内が送られるという状況でした。

今回、こういった形で紙媒体で情報を提供するということを検討させていただいた経緯の中では、提供対象者から除外申出を受けることによりまして、区民の方の意向、要望に寄り添った対応ができるということと、それに加えまして、情報提供に当たって、個人情報の厳重管理というところ、目的外利用を禁じるという覚書を取り交わすことによって、区民の大切な個人情報保護がさらに強化される、また、区民サービスが向上するという観点で、この個人情報審議会に諮った上で準備を進めようとさせていただいたところでございます。

その除外申出につきましては、初回でございますので、今般、実施ということになりましたらば、十分にお知らせを、区民の皆様にお知らせをさせていただき、広報いたばしですとか、ホームページの目立つような提供の仕方ですとか、また、適齢者に対するお知らせですとか、そういったことも含めて十分に周知をさせていただきたいというふうに思っております。

また、加えまして、今回、そういうような情報提供、適齢者情報の提供がされているということについても、区民の皆さんに広くお知らせさせていただきたいということで進めさせていただければというふうに思っております。

○さかまき委員 はい。概要は理解できました。

○会長 よろしいですか。

○さかまき委員 はい。

○会長 はい。それでは、先ほど吉田委員から手が挙がっていました。どうぞ。

○吉田委員 すみません。よろしく申し上げます。

先ほど、さかまき委員から、住民基本台帳法上、閲覧が可能、これは法律で定められていると思うんですけれども、現状の自衛隊の東京地本の自衛隊の隊員の方か分からないですけど、情報を収集する方が閲覧をしているのは単なる閲覧なんですか、それは。

例えばここでいう18と22歳の対象の方を抽出した情報を、抽出した段階で閲覧をし

てメモで控えているのかどうか、その辺をまず確認させてください。

○会長 はい。総務課長。

○総務課長 ご説明させていただきます。これまで実施されている方法ですけれども、この法律に則って、区の方で住基記録を抽出したデータの利用という取扱基準を定めております。それに基づきまして、申請をしていただきます。適齢者情報、生年月日、何年からいついつまでというものを申請してもらいまして、それをシステムで、そのデータのみを端末で、戸籍住民課の端末、専用2台あるんですけれども、そこに表示させます。

その状態を紙に書き写していく。全くそこからプリントアウトするのではなく、手で全部書き写していたという状況になります。

○会長 どうぞ、吉田委員。

○吉田委員 このデータを抽出した形で書き写しているのは、自衛隊のほかに、企業とかもあるんですか。その辺を教えてください。研究者が見るのかどうか、どういった団体がそれをされているのか教えてください。

○会長 はい。総務課長、どうぞ。

○総務課長 一般的に、この法律に則ったものですので、書き写しをされているというふうには認識してございますが、詳細、どちらの方がデータ等を書き写しているかについては把握してございません。

○会長 はい、どうぞ。吉田委員。

○吉田委員 今回は、今までは自衛隊の東京地本の方が抽出をして書き写しているのはご報告があったとおりでないけれども、ほかの自衛隊以外の方で、この抽出をして書き写しをしている企業であるとか、研究者であるとか、そういう団体や個人というのはいらっしゃるんですか。

○会長 総務課長、どうぞ。

○総務課長 ほかの団体等については、大変申し訳ありませんが、現状、こちらでは把握していないので、区政情報課長の方からお答えさせていただきます。

○会長 はい。区政情報課長。

○区政情報課長 こちら、今、住民基本台帳第11条第1項の方で閲覧というような形になっているわけですが、こちらの対象としましては、国または地方公共団体の機関というふうになっておりますので、企業さんというのは想定していないところでございます。

○会長 はい。どうぞ。

○吉田委員 そうすると、自衛隊と東京地本以外に、どういう団体が抽出した情報を閲覧し、記載をしているのか、登録されているでしょう、もちろん。それを、名前を出さなくてもいいです、こういった団体がありますとかということでも構いませんので、よろしくをお願いします。

○会長 区政情報課長。

○区政情報課長 こちらの内容につきましては、戸籍住民課さんの方の所管になっておりまして、具体的な部分での対象ということでは、私どもも、まだ現状では把握できていないのですが。

あとは、すみません、今、住民基本台帳の一部の写しの閲覧ということでは、統計調査や、世論調査、学術研究のうちということではやっています、実際、閲覧者の氏名などを年一回公表しているというような状況でございます。

公表機関につきましては、広報いたばし等でお知らせしているというような状況ではございません。

○吉田委員 はい。分かりました。

○会長 ちょっと整理しましょう。まず、冒頭、区政情報課長がおっしゃられた国及び地方公共団体のみが閲覧できるということに加えて、別のルートでの閲覧の仕組みがある。二つ、閲覧の仕組みがあるということですね。

○区政情報課長 はい。

○会長 その両方の閲覧の仕組みを利用したものについての情報は、年に一回、広報いたばしで公表されている。

○区政情報課長 はい。

○会長 その公表は、両方について公表されるんですね。

○区政情報課長 閲覧者の氏名ということでの公表ということになっております。

ですから、調査元ですとか、そういったものとか、利用の目的の概要を公表しているというような状況です。

○会長 分かりました。今、この審議会はちょっと古い運営の仕方をしておりまして、私どもの最近の会議ですと、インターネット接続したコンピューターが置かれていて、そこで新たにすることができるようですが、それはやらないという、これは区議会のルールに準拠しているということを伺っておりますけれども、そういう仕組みになっておりますので、

今それを調べることができないのですけれども、吉田委員、もしよろしければ、それは後ほど今の方法で確認していただくということでもよろしいでしょうか。

吉田委員 はい。では、続けてよろしいですか。

○会長 はい。お願いします。

○吉田委員 はい。それで、今まで18歳と22歳を抽出して書き留めていた作業を、今度は紙で、18歳と22歳は区内では誰々です、どこどこに住んでいますという資料、一人一人の四つの種類の情報を記入した資料を紙媒体で自衛隊の東京地本の職員に渡すということでもいいわけですね。今まで書き留めてきた自衛官の作業は一切やらなくなって、区からその資料を手渡すということでもよろしいのでしょうか。

○総務課長 主管課の方からお答えさせていただきます。

こちらを紙媒体で提供することになった暁には、住基の書き写しはしないということですが、ただ、今、この自衛官と自衛官等募集に関わる事務のみになっておりますので、それ以外にも、自衛官には年齢でも様々なものがありますので、その適齢者情報については、今後、書き写す可能性もございます。

今、18歳と22歳、この自衛官と自衛官募集に関わる事務については、こちらの紙媒体の提供の代替になる、書き写しはしない。それ以外にも、自衛官というのは様々な、いろんな種類がございますので、その募集に対しては、今回、依頼されてございませんので、それは行いませんけれども、防衛省の方で書き写すという行為をする可能性はございます。

○会長 はい。吉田委員。

○吉田委員 先ほど、今回の書き写した紙媒体を渡すということの法的な根拠として、自衛隊法97条第1項と自衛隊法施行令第120条ということを言われたんですけども、これ自体は、今回、最近、改正されたものじゃないですよ。かつてやられたものだと思うんですが、それが、今回、なぜ、急に紙媒体で提出しますよというふうになったのか教えてください。

○会長 はい。総務課長。

○総務課長 ご説明いたします。法律の改正によるものではございません。

その法律に基づきまして、令和2年12月18日、3ページ、諮問書にございますように、閣議決定をして、これから地方に提案をすると。それは区長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、手続をします。これを受けまして、5にありますように、防衛省、総務省から通知がございました。

また、先ほどご説明したように、1月に区長宛に、直接、依頼というのがございました。

これを受けまして、様々な検討を重ねた結果、先ほどご説明させていただきましたように、書き写しというものよりも、除外申出者の意思、また、個人情報のさらなる管理を徹底するということから、今般、こういった形で紙媒体の提供の検討を進めている、この審議会にお諮りしているところでございます。

○吉田委員 分かりました。

○会長 はい。どうぞ、吉田委員。

○吉田委員 その中で、防衛大臣からの申し入れがあった場合に、防衛大臣は提供を依頼して、板橋区とすれば、これに応えるか応えないかは板橋区の判断になると思うんですが、そこがどうなのかということと、紙媒体でなきゃいけないという根拠があるのかどうか。データでもいいというふうになっているのか、それを教えてください。

○会長 総務課長。

○総務課長 はい。こちらを提供するかどうかについては各自治体の判断になるかと思いますが、紙媒体またはデータで提供している自治体名は公表を防衛省はしておりませんが、約半数の自治体を提供しているというふう聞いてございます。

また、紙媒体またはデータでの提供ということで依頼を受けておりますので、データの提供も可能ということでございますけれども、検討した結果、データ加工ですとかの懸念等、また、削除の確認がなかなか難しいところもある。それを、今回、データも、確実にこちらのデータも削除することによって、消去法、あちらのデータも期限を定めて消去していただきますので、確実にデータの処分が適うということで紙媒体の提供の仕方について諮問するものでございます。

○会長 どうぞ、吉田委員。

○吉田委員 情報を提供している自治体が約半数ということで、ということは、半数は情報提供をしていないということなんですね。そうすると、板橋区はどのような判断をしたのかというのがよく分からないんですけれども、フィフティフィフティの中で。

もう一つは、除外できる規定を、除外できるようにしましたよね、つまり勝手に自分の、自己の情報を勝手に使われては困ると、自己コントロール権を発動というのか、自己コントロール権をやはり示している方もいらっしゃると思うんですよ。

それで、そういう、つまり自治体が自衛隊東京地本に情報を提供するかどうか、色々な自治体が模索している中で、板橋区は今までは情報を書いていたものを紙媒体で提出をす

るという判断をしたということ。

それと、もう一つは、それが対象の方からすると、勝手に自分のところに送り、区の情報を使って勝手に自衛隊の東京地本から、勧誘というか、説明会の封筒が来るということに対して、やはり情報をちゃんと管理しているのかという声が出るのは当然だと思うので、事前に、今回、この除外規定を設けるようにしたでしょう。除外規定を設けざるを得なくなったというふうに思うんですよ。

それで、質問しなきゃいけないのね。まず、根拠を明確に。他の自治体も、半分の自治体は情報を提供しているんだからというのは理由にならないと思う。

半分の自治体は情報を提供していないという状況の下で、板橋区が紙媒体で情報を提供するというふうに決定した根拠を教えてください。根拠というか、どういう理由で、提供するようになったのか教えてください。

○会長 はい。総務課長、どうぞ。

○総務課長 現在、自治体によっていろいろな提供の仕方がございます。今後、提供は、この通知が防衛省からございましたので進められていくものというふうに認識しております。

住基法の書き写しについては、ほぼ全数の自治体でということ、そのやり方よりも、先ほど来、お話しさせていただいたように、情報の提供や募集を望まない方の意向に沿って、区が判断、区が望まない方の情報は出さないということの方が、区民の意向、要望に寄り添った対応である。

ご自身でといいますか、防衛省が情報提供するのではなくて、区がこちらを区民の方の意向を尊重するということと、個人情報、その大切な個人情報を厳重管理するということとをすることが、法定受託事務で区がやらなければならない事務でありますので、きちんとした形でそういった対応をしたいという判断の下に、今回、こういった紙情報、紙媒体での提供というものを検討させていただき、準備を進めていきたいというふうに考えております。

○会長 はい。吉田委員。

○吉田委員 除外、自分のところには送らないでくださいというものをするには、相当の広報が必要だと思うんですが、ここで書かれているのは広報いたばしとホームページということなんですけれども、到底、これでは全ての対象者にその情報は行き切らないだろうというふうに思うんですよ。これだけじゃ全く足りないんじゃないかなというふうに思う

んですが、追加で、何か対応されるんですか。

○会長 総務課長、どうぞ。

○総務課長 はい。今回、対象者の方に防衛省の方から募集の相談会ですとか案内が送られてきたことについて、まず、こういったことを区が事務を行っているということを広報等で広くお知らせができるということで、区民への周知効果はあるというふうに考えてございます。

それに加えて、今のご提案がありましたように、例えば適齢者の方、学校等を通じてお知らせするですとか、そういった方法について考えて、十分に、丁寧に、周知、お知らせできるような形で取り組みたいというふうに考えてございます。

○会長 はい。吉田委員。

○吉田委員 それでは、私は不十分だと思う。ほかの自治体なんかになると、ダイレクトメールを出しているところもあるというふうに聞いていますけれども、その辺は検討されないんですか。

○総務課長 ご提案ありがとうございます。検討を進めていきたいというふうに思います。

○会長 どうぞ。

○吉田委員 そういう場合に、アンケートというか、どういう意向かを問うわけですよね、送ってもいいか悪いかという。

送られますよということ、それで、ダイレクトメールが送られます。それで、もし嫌な方は、中に入っている封筒で嫌ですよということを板橋区に送ってくださいというふうにするんですか。

○会長 はい。総務課長。

○総務課長 お知らせする内容につきましては、除外申出ができるということについてのお知らせということを考えてございます。募集の行為自体は区の事務ではございませんので、そういった内容に募集はない予定です。

○吉田委員 分かりました。では、私からの質問は終わりです。

○会長 よろしいですか。

ほかに。どうぞ。

では、先に手が挙がりましたかね。

では、まずは、おばた委員。それから、田中委員。

○おばた委員 何点か、お伺いしたいと思います。

紙で情報を提供するという事なんですけれども、その形態が表形式なのかどうなのかなということを確認したくて。といいますのも、紙で提供した後に、防衛省の方から対象者に対して案内をお送りするという事になりますと、結局、紙から防衛省がエクセルか何かに打って、シールか何かを貼り出してという形で、結局、二度手間といっちゃ何ですが、結局、向こうにデータが残ってしまうんじゃないのかなということが懸念されるんですけども、それはもちろん向こうの事務だといえればそれまでなんですけど、まず、その形態と、どのようなデータが必要とされるのかというご認識について教えてください。

○会長 総務課長。

○総務課長 はい。紙媒体のデータにつきましては、一般的な表形式で4情報を並べた形で作成する予定でございます。

また、実際に防衛省の方で募集案内の送付の検討ですとか、作成の際には何かしらデータ作成するのではないかとのご指摘でございますけれども、そういったことはやはり事務上は考えられるものでございます。

ただ、そういったものを作成されたとしても、そのデータは必ずすぐに消去することというふうにしておりますし、また、そのデータにつきましても、データベースを作らないような形できちんと覚書を取り交わしますので、そういったご懸念には至らないものと考えてございます。

○会長 どうぞ、おばた委員。

○おばた委員 はい。そうですね。提供側としてはそう言わざるを得ないという部分があるのかなというところと、あとは、その覚書のところで、そういうふうに言っておくしかないのかなというの理解できるんですけども、だからもうデータでもいいんじゃないのかなという気も。データでも構わないということですので、そういった方法もあるのかなということもまず一つ申し上げておきたいなというふうに思います。

次に、今ほどの質問の中であった18歳と22歳の対象の方に対して、送らないで欲しいというような案内をしますということなんですけど、ちょっと具体的に、例えば来年の5月に18歳ということなんですけど、18歳といっても、4月から3月まで、18歳になるタイミングというのはもちろんあるわけですね。

であったときに、5月に18歳となったら、どういった対象の人を18歳と呼んで、それが対象になるのかということと、あと、募集を送らないでくださいねという周知の期間が、例えば5月の方だったら2月から3月ですというときに、では、私はこれが対象なの

かしらということが分る、どういうタイムスケジュールの図になるのかがちょっとイメージが湧かないんです。

○会長 どうぞ、総務課長。

○総務課長 はい。ご説明させていただきます。まず、今年度、4年度の実施予定、2ページ、1月に22歳というふうに記載させていただいています。

こちらは、1月に紙媒体で提供するとして、22歳の方を11月1日時点、これは戸籍住民課で、現在、統計を出していますので、そちらの情報を、まず、データベースを戸籍住民課から頂く予定です。そうしまして、その前に広報等で除外申出の方法を出しまして、十分、2か月間、周知期間と除外申出期間を設けます。

その提供する情報につきましては、翌年、令和5年4月2日から令和6年4月1日、満22歳ということで、募集の採用のコースがいろいろございまして、それが対応月で満年齢なら採用ですか、志願した場合できるということになっていますので、令和5年4月2日から令和6年4月1日、満22歳の方を抽出し、反対除外申出の方をその2か月間で除外した名簿を1月にお渡しする予定でございます。

○会長 どうぞ、おばた委員。

○おばた委員 分かりました。あと、このスケジュール感について、もう1点なんです、この18歳のときに、例えば除外申出をしましたと。22歳のときも再度それは必要なのか。一回、もう言ったんだから、22歳のときは当然送らないで欲しいということもあるかなということが想像できるんですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○会長 はい。総務課長。

○総務課長 はい。こちらにつきましては、データを保持するということをして最小の月日で行いたいと思っておりますので、また、その時々のお考えについては変わることがありますので、一回一回の除外申請手続を考えてございます。

○会長 はい、どうぞ。

○おばた委員 はい。分かりました。

あと、最後なんです、今回は防衛省からのということで、国からこういった、法令ですか、指示があったということなんです、今後、例えば警察とか、消防とか、そういった機関から、こういった外部提供についての国からスキームが示された場合は、同じような対応を今後も取っていくという形になるんでしょうか。ちょっと仮定のことになってしまいますけれども。

○会長 総務課長。

○総務課長 こちらにつきましては、そもそも自衛隊法に基づく法定受託事務というところから入っておりますので、警察官等については、今後、そういったことは考えておりません。

○おばた委員 はい。大丈夫です。

○会長 はい。ありがとうございます。

では、田中委員。

○田中委員 はい。それでは、すみません。10年ぶりぐらいの保護審の会議なので。

○会長 もう10年になりますか。

○田中委員 はい、もう10年になります。

○会長 つい最近、お目にかかったような気が。

○田中委員 いえいえ、1期目だったので、会長とお会いしてもう10年たっているんですけど。

すみません、ちょっと初歩的な確認になってしまうかもしれませんが、ご容赦ください。

この入隊適齢情報の外部提供に対して、毎回、これは外部提供するための諮問ということで保護審にお諮りをしているような案件なんではないでしょうか。まず、そこから教えてください。

○会長 これは区政情報課長の方がよろしいですかね。

○総務課長 はい。

○会長 それでは、どうぞ、区政情報課長。

○区政情報課長 これは、その都度行うということではございません。これは、今回はこれ一回だけという形になります。

通常の場合も、実際、同じような類似案件等につきましては、審議会の方まで上げるということではない状況でございます。

○田中委員 なるほど。

○会長 ちょっと補足した方がよろしいかな。すみません、田中委員。

会長から補足していいかどうかは別として、二つございます。

このように毎年繰り返される可能性のある案件については、一回目について、当保護審で外部提供について諮問していただき、区長に対しては答申を上げるというやり方をする、これが一つですね。

もう一つの方法が、一括承認基準ということがございまして、あらかじめこのような外部提供については、保護審に付議する必要なく定型的に処理していいということ自体をこの保護審で決めたリストがございまして。

今の田中委員のご質問、恐らく後者との関係のご質問じゃないかと思うんですが、今回の場合には一括承認基準には該当しないので、初回についてはここに付議していただいて、付議にありますように、2年度以降については、この同じ案件に関しては2回目以降の付議はしないということが、この議案の中で行われている、そういうことになります。

○田中委員 はい。分かりました。

○会長 どうぞ、質問を続けてください。

○田中委員 よく理解できました。

それで、ちょっと今回は、1月21日付で、防衛大臣より、18歳及び22歳になる対象者を抽出して紙媒体で外部提出するということになっています。

この資料を読ませていただくと、実施予定が令和4年度実施予定、年一回ということで、これは1月、22歳では4年度の1月ということは、来年の1月に22歳の方の情報を提供するという形で捉えたんですが、一応、この1枚目の書面を見ると、18歳及び22歳という対象が、18歳も入っているんですけども、これは両方、やはり提出をする準備をされているのでしょうか。

○会長 総務課長、どうぞ。

○総務課長 今年度は、本日、諮問させていただきますので、適齢者情報の提供の月が18歳は防衛省の方では5月に提供する必要があるということをおっしゃっておりますので、今年度の18歳は提供しないということ。

○田中委員 ああ、なるほど。

すみません。

○会長 はい、どうぞ。

○田中委員 それで、今年度に関しては1月に22歳だけと。ということは22歳だけの今年度に関しては情報を提供するけれども、令和5年度以降は、こちらの依頼どおり、18歳と22歳それぞれを提供するという解釈でよろしいということですよ。

○総務課長 はい。そのとおりでございます。

○田中委員 それで、最後に情報提供するに当たって、ほかの委員からも質問があったんですけども、事前に区のホームページで周知する、これはフローにも書いてあって、区

民の欄ですね、6、提供対象者に申出、募集対象者に、東京地本への提供対象から除外することについて申し出ることができるということで、ただ、その周知の方法がホームページ、一、二カ月前からホームページ等、広報いたばしということで周知をするということだったんですけれども、その周知の仕方ってすごく難しくて、様々な案件で、どう周知しますか、どうお伝えしますかで、どういうふうに区民にお届けしますかというところの難しさを、どの案件でも共有しながら、工夫しながらやっていただけるとは思うんですけれども、ただ、特にこの年齢、対象者の方には非常に情報として、しっかりと自分を取り出さないような、ちょっとやり方なのかなというところが感じられています。

それで、ほかの方法も含めて、今後はしっかりと、また、やり方とか、それから、周知の仕方を考えていただきたいと思うんですけど、その件に関して、いかがですか。

○会長 はい。総務課長。

○総務課長 周知につきましては、できるだけ丁寧に、皆様にきちんとした募集活動に要する個人情報の提供で除外手続きができるということをお知らせしたいというふうに思っておりますので、先ほどもご提案がございましたが、学齢期の方に向けて、例えばご案内をするというような形で対応を進めていければというふうに思っております。

○会長 はい。どうぞ。

○田中委員 最後、お願いですね。やっぱり対象者に、直接、ちゃんとご自身が対象者になっているということをお伝えした上でご辞退をなさるのかどうかのご判断をいただくということを、今回は多分このやり方で周知をされるんでしょうけれども、今後については、しっかりとそれを取り入れることも踏まえて周知していただきたいということをお願いさせていただきます。

○総務課長 保護者の方も含めて、初回のみではなく、今後も丁寧に伝えるような形で取り組んでまいります。

○会長 ほかは、今、区議会代表の委員から、一わたり、ご質問を頂きました。

ほかは、いかがでしょう。

では、高木委員。

○高木委員 つかぬ質問ですけれども、今までは自衛隊の方で来て書き写したわけですね。そうすると、そこでは我々が載せないでくれというのは、そういうことなく、勝手に、勝手というわけにはいかないですが、これを勝手に写していたわけですね。

そうすると、今回のシステムの方が、個人情報保護という点では、個人に周知されれば

いいということですね。今まではちょっと分からないところで、私が18だとすれば、書き写されたかもしれないけれども、今度は、よく区政情報なり、あれを見ていれば、これがあるからこれについては協力できないかなと申し出られるとか、そういう機会が与えられるから、前よりは進んだような気がします、それでいいですかね。

○会長 はい。総務課長。

○総務課長 はい。これまでは防衛省の方も個人情報保護法を守るということを遵守することは必要ですので、それに則って防衛省がその個人情報を取り扱っていたということになります。

今後の募集事務法定受任事務で、区の方が、除外申出も含めて、区が、区民の大切な個人情報を守るために紙媒体で渡しますので、より一層、個人情報の保護が図られるものというふうに、こちらでは考えてございます。

○会長 ほかは。

○高木委員 もう一つ、追加で。

○会長 どうぞ。

○高木委員 変な質問ですけれども、今まで書き写した場合の手数料はどうなっているんでしょう。

○会長 どうぞ、総務課長。

○総務課長 手数料はございません。

○高木委員 今度の場合には、紙媒体で区の方が提供しますけれども、その費用は防衛省が負担するんですか。

○会長 総務課長。

○総務課長 法定受任事務ですので、一定金額、募集に関わる事務費を区の方は委託金で頂いております。その範囲内ですので、紙媒体で今般やり方を変えて添付したとしても、その分が改めてこちらの方に収入される予定はございません。

○高木委員 よく分かりました。ありがとうございました。

○会長 ほかは、よろしゅうございますか。

会長から、1点だけご質問申し上げます。

保護措置のところ、7の(4)、除外申出書類は鍵つきの書庫に保管するというので、一時的なものだとこれでよろしいと思うんですけれども、この文書自体の除却はどうなりますか。

総務課長。

○総務課長 一定ということで、1年程度を考えてございます。区の文書管理規定に従いまして、当該年度1年間保存した後、翌年度の5月ごろ、一斉に溶解処理などをして確実に消去する予定でございます。

○会長 はい。分かりました。ありがとうございます。

ある意味で、特定の募集に対して、オプトアウトを申し出たという情報自体が特定の人、区民のカテゴリーを形成する一種のリストという機能を持ち得るわけですから、それはなされないということを担保するために、今、お答えいただいた適切な除却ですね、があるというのは追加的に確認しておきたいと。ありがとうございました。

ほかに、追加のご質問がなければ、本件についてお諮りしたく存じます。

本件、今、何人かの委員からもご指摘いただきましたような、とりわけ本人からの申出によって除外できるということについての公募周知については、より一層、丁寧なことを載せていただくということを併せて、ご承認申し上げるということでもよろしいでしょうか。

どうぞ、吉田委員。

○吉田委員 私は、今回の情報提供について、なぜ自衛隊だけなのかというのについては、非常に疑義を持っています。しかも、今回から情報提供が紙媒体になってから、先ほど高木委員がおっしゃったように、区民に知らされたわけですよ。

その前まで、一切、区民に知らされないまま、私たちは議会でも取り上げてきましたけれども、今回、紙媒体になり、また、そうなったときに改めて区民に周知をして、除外の規定を設けるということで、除外規定を設けるのはやはりいいことだと思うんだけど、現在の自衛隊という組織が、2015年の集団的自衛権の容認から、僕らは、自衛官の多くは板橋区やほかの地域でも人命救助に関わっているということに関しては本当に感謝をしているんですよ。

けれども、この大切な自衛官が、今、海外に出てくる可能性があるという中で、この自衛隊だけを特別扱いしたこの情報提供ということについては、私は賛成できないということとを態度表明したいというふうに思います。

○会長 分かりました。ありがとうございます。

そういたしましたら、この会議体におきましては、一般には発声合議方式で採決を行っておりますけれども、今、吉田委員から反対意見が提示されましたので、今回につきましては挙手の方式で採決を図りたく存じます。

吉田委員、それでよろしゅうございましょうか。

○吉田委員 はい。

○会長 それでは、議長としてお諮りいたします。原案に対し、先ほどご発言がありました本人への除外通知方法の手順をより強化するという付帯的をお願いするという前提で、提案を承認される方、挙手をお願いいたします。

(賛成者 多数)

○会長 はい。賛成多数で本件は可決されました。ありがとうございます。

吉田委員のご発言につきましては、議事録上、反対があったということを明示したく存じます。

と申しますか、この審議会は、録音がそのまま文字起こしされまして、WEBサイトにそのまま載りますので、今のご発言はそっくりそのまま区民の皆さんにご覧いただけることとなりますので、後ほど、ご覧いただければと思います。

それでは、以上で、本件につきましては終了いたします。

はい。それでは、ありがとうございます。

引き続きまして、報告事項に入ります。

まず、報告事項の1番でございますけれども、資料の2～4であります。

東京都板橋区個人情報保護条例の改正等例規の整備につきまして、事務局より報告を求めます。

区政情報課長。

○区政情報課長 はい。それでは、資料の2-1をご覧ください。

まず初めに口頭で説明させていただきますが、実は5月17日と6月21日の二日間にわたりまして、保護審議会の小委員会、こちらを開催いたしました。

小委員会では、資料の3-1から、こちら新旧対照表となっております。それと、資料4-1からの改正内容、改正理由、こちらを使いまして、1条ずつご審議いただきました。

しかし、本日は、その審議を踏まえまして、分かりやすくまとめました資料2-1、こちらを使ってご説明させていただきたいと存じます。

では、申し訳ございません、資料2-1でございます。

項番の1、改正の経緯でございます。

区では、平成8年に板橋区個人情報保護条例を制定して以来、区民の個人情報を適正に管理し、また、区民の自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を保障してまい

りました。

令和3年の個人情報保護法の改正によりまして、板橋区を含む全ての地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを規定し、法律と重複する規定を条例で定めることは許容されないということとなりました。

来年、令和5年4月1日以降、この改正法が地方公共団体に直接適用されることから、区がこれまで蓄積してまいりました個人情報保護の取り組みを踏まえ、関係条例の改正等、例規の整備を行ってきたところでございます。

項番の2でございます。こちら、関係条例の改正（案）の概要でございます。

(1) 東京都板橋区個人情報保護法施行条例（案）の概要でございます。

改正された個人情報保護法が区に直接適用されること、それと、個人情報と呼んでおります個人情報保護委員会から、施行条例の案、ひな形でございます、こちらが示されたことから、板橋区においても、今までの条例を廃止して、新たに東京都板橋区個人情報保護法施行条例を制定することといたしました。

ここで、申し訳ございません、2枚おめくりいただき、4ページ、5ページのイメージ図、こちらでご説明したいと思います。

A4横のものでございます。

4ページが、条例改正前の現状でございます。

左側の改正前の個人情報保護法が区に直接適用されないため、独自の条例を制定して、個人情報の保護を図ってまいりました。個人情報保護条例のほか、4条例が点線の中にございます。

現行の個人情報保護条例では、個人情報の取扱いに係る定義を規定。

業務の登録に係る規定。

適正管理の原則など、個人情報の取得、管理などに係る原則を規定。

委託や外部提供を行う際に、保護審議会に事前に諮問することを規定。

自己情報の開示請求等に係る手続などを規定。

個人情報の取扱いに係る罰則を規定してまいりました。

下の5ページでございます。

個人情報保護法の改正後のイメージ図になります。

板橋区においても、個人情報保護法が直接適用されることになり、法律で規定されているものは条例では規定できなくなります。

上段の個人情報保護法です。

従前の条例で規定していましたが個人情報の取扱いに係る定義を規定。

適正管理の原則など、個人情報の取得、管理などに係る原則を規定。

自己情報の開示請求等に係る手続などを規定。

個人情報の取扱いに係る罰則を規定。

これらが法律で規定されることになりました。

次の白枠で囲った個人情報保護法施行条例でございます。

中点の一つ目、業務の登録や旧条例の開示期間の継続をするための規定。

二つ目です。専門的な知見に基づく意見を聞くために審議会に諮問することができることを規定。

三つ目です。委託や外部提供などの個人情報の取扱いに係る状況について、監査が必要である場合、審議会に報告することができることを規定しています。

そのほかに、下になりますが、番号条例では、区に法律が直接適用されることから、不要となる条項の削除、変更などを行う改正。

情報公開条例でも、法律の直接適用により、開示または公開しない情報の範囲の整合を図るための改正。

本審議会の条例でございますが、こちらについては、新条例と整合を図るための改正。

最後の審査会条例につきましては、区に法律が直接適用されることから、審査会設置に係る条項を変更する改正になります。

以上が、改正の概略になります。

申し訳ございません、1ページの方にお戻りください。

個別の条例案の概要を説明してまいりたいと思います。

第1条、趣旨でございます。

改正個人情報保護法の施行に関し、必要な事項を定める条例であることを規定しました。

文言については、個情委が示した条例案のとおり規定というふうにしております。

同様に、個人情報保護委員会、こちらが示しています条例案のとおり規定したのは、この後、裏面の第8条まで続きます。

第2条、用語でございます。用語は、改正個人情報保護法と同法施行令で使用する用語の例によることを規定いたしました。

第3条、業務の登録です。個人情報を取り扱う業務について、名称及び目的などを帳簿

に登録しなければならないことを規定いたしました。

また書きでございます。

実施機関は、業務登録等を行ったときは、監査のため、定期的にその状況を審議会に報告することができることを規定いたしました。

なお、下線部でございますが、こちら裏面にも記載してありますが、この下線部は、個人情報委と調整を行って、区独自に規定することが認められた情報になります。

第4条、開示決定等の期限から、第7条、利用停止決定等の期限までです。

開示決定等の期限についてです。

改正個人情報保護法では、請求のあった日から30日以内、裏面、2ページになります、30日以内と規定されていますが、旧条例では、請求のあった日から15日以内、訂正、利用停止決定等の場合は請求のあった日から20日以内と規定しております。

区民サービスの低下を招かないよう、新条例においても、30日でなく、15日、20日以内と規定いたしました。

第8条、審議会への諮問等でございます。

個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは審議会に諮問することができることを規定いたしました。

また書き、下線部でございます。

実施機関は、施策の透明性を確保するため、監査が必要であると認めるときは定期的に審議会に報告することができることを規定いたしました。

9条、10条は、一旦、飛ばします。

次の段落をご覧ください。

今回の改正で、区に個人情報保護法が、直接、適用されることになりました。

この改正個人情報保護法と重複または類似する規定を条例で新設、存置することができなくなりました。また、業務の委託や外部提供などについて、事前に審議会への諮問を要件とする条例を定めてはいけないことになりました。

しかし、板橋区の情報公開及び個人情報保護審議会は、長年にわたり、旧条例の規定に従って個人情報保護制度を適正に運営しているか否かを第三者的立場から監視する機能になっていただけてきました。

個人情報委のガイドラインに沿って業務を遂行しますが、今後も審議会の監視機能の重要性に何ら変更はなく、そのため、第3条と第8条の下線部の条項を規定することで、これま

でと同様に、①、毎年度、第1回で行って来ました。本日も、この後、報告事項で報告いたしますが、業務の登録状況に係る概要を、こちら②でございます、区民生活に大きな影響がある、例えば新型コロナウイルスワクチン接種業務や臨時特別給付金事業に係る委託など、個人情報保護に関わる施策の透明性を確保するための監査が必要であると認めるときは、審議会に個別報告ができる規定を定めました。

第9条にお戻りください。

費用負担でございます。開示請求に要する手数料等の費用を無料とすること。写しの作成等に要する費用は、開示請求者の負担とすることを規定いたしました。

第10条、委任でございます。

改正法及びこの条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めることを規定いたしました。

この条項と一つ前の9条は、旧条例を基に規定したところでございます。

続きまして、(2)番号条例の一部を改正する条例(案)の概要から、3ページの(5)東京都板橋区情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例(案)の概要までは、先ほどのイメージ図で説明いたしましたので割愛いたします。

項番の3、第1回、第2回小委員会の審議状況についてでございます。

第1回の小委員会は5月17日に開催し、2の(1)から(5)までの条例の改正案を中心に内容をご確認いただき、ご審議の上、ご意見をいただきました。

6月21日の第2回の小委員会では、修正した条例案を再確認の上、委員全員の了承をいただきました。

詳細につきましては、資料2-2、小委員会審議状況報告(概要)に取りまとめております。後ほどご確認をお願いしたいと思います。

項番の4、個人情報保護条例等関係例規の改正に伴う区の個人情報保護制度への影響についてでございます。

新しい条例の条項は減少いたしますが、それに対応する法令の条項がございます。

また、個人情報保護委員会が発出する各種の通知・資料や小委員会でご確認いただいた区の改訂手引き、こちらに基づきまして、個人情報を取り扱う業務を遂行する予定であるため、影響は限定的というふうになっております。

加えて、旧条例と同様に、個人情報を取り扱う業務登録の継続、例外的に外部提供する場合など、その事項を保護審議会へ個別報告するなど、内部管理の観点から、条例の条項に基づき、これまでと同様に適正な個人情報の保護を図ってまいります。

5、今後のスケジュール（予定）でございます。

（1）改正条例案のパブリックコメントを8月頃に実施する予定であります。

（2）11月の第4回区議会定例会に議案を上程する予定であります。

なお、資料3-1から3-5まで、各条例の新旧対照表を、資料4-1から4-5まで、改正理由等をお付けしております。後ほどご確認をお願いいたします。

説明は以上になります。

○会長 どうも、ありがとうございました。

ただいまのご報告につきまして、ご質問をお受けしたく存じます。いかがでしょう。

それでは、今度は、吉田委員から。

○吉田委員 すみません、ありがとうございます。

まず、本審議会の役割についてなんですけれども、条例改正後の、審議会の諮問を受けて答申を出すというのは変わらないというふうに理解していいですか。その1点をお願いします。

○会長 区政情報課長。

○区政情報課長 申し訳ございません。諮問という形ではなく、報告というような形になります。

今までは事前にこちらの審議会の方にお諮りいただいていたというところであったのですが、今後につきましては報告という形で事後という形になります。

○会長 どうぞ、吉田委員。

○吉田委員 つまり、そうしたら、先ほどの自衛隊東京地本への情報提供について賛否を問うというふうになったけれども、今回からは、感想的な意味で意見を言うことは可能だと思えますけれども、賛成、反対を問うというようなことはなくなるというふうに理解してよろしいですか。

○会長 はい。区政課長。

○区政情報課長 はい。もちろん、こちら審議会は長い歴史等もございます。その中で今まで培ってきた部分等がございますので、その辺あたりにつきましては、最大限、尊重させていただきます。

ただ、今、委員がおっしゃったような形での事後、もしくは事前になるかもしれませんが、報告というような形に変わることで、ある程度、チェック機能ということではお願いしていくところでございます。

○会長 吉田委員。

○吉田委員 あと、個人情報保護条例は廃止をするということと、個人情報法の施行条例が新たに新条例としてできるということを繰り返す、ほか、議会の方では、第4回の定例議会に個人情報保護条例の廃止提案を出して、個人情報保護法施行条例の提案をするというふうな手続をしたということによって理解してよろしいのでしょうか。

○会長 はい。区政情報課長。

○区政情報課長 はい。そのとおりでございます。今までの条例は廃止し、新たに施行条例ということで制定をお願いするということでございます。

○吉田委員 分かりました。ありがとうございます。

○会長 それでは、さかまき委員。

○さかまき委員 よろしく申し上げます。まず、この3条、監査、それから8条の審議会への諮問ということに関連してお聞きしたいんですが、改正個人情報保護法上、事前に審議会への諮問を要件とする条例を定めてはならないというふうにあって、その上で、この審議会の今までの役割というものを鑑みて、区として3、8条に新たに追加したというご説明だったと思うんですが、そもそも、お聞きしたいのは、改正個人情報保護法に、事前に審議会の諮問を要件とする条例を定めてはいけない。その趣旨というのはどういう目的で、こういった審議会を各自治体においてそれぞれ個人情報保護条例を定めてきた経緯はあると思うんですが、板橋にもこういった審議会があって、大きな法律として全てに提供するものとして、そういったものを定めちゃいけないという趣旨はどういう意図に基づいているのか、もし分かれば聞かせてください。

○会長 区政情報課長。

○区政情報課長 はい。今回の法律の改正ということに関しましては、よく2000個問題等々ありますが、各地方公共団体等で独自に条例等を制定していたところということがございます。

その中で、やはり統一的に官民一緒にとということで、「個条委」と呼んでいます個人情報保護委員会、こちらが統一的に統括するというようなルールの下、実際、私どもの方の条例で諮問というような内容がございましたが、それができなくなるということで、全国統一のルールを制定するということがございます。

○会長 どうぞ。

○さかまき委員 はい。すみません。つまり、そういった個人情報保護委員会というもの

が統括してやるので、別に審議をすべきでないという乱暴ですけども、それぞれでそういうチェックしなくてもいいんだと、この大きな枠の中で照らしなさいというのが大きな、2000個問題というお話もありましたけれども、今、そういうふうに理解したんですが、大枠そういうことでしょうか。

○会長 区政情報課長。

○区政情報課長 はい。内容的にはそういう話になります。私どもの方の個人情報保護条例も平成8年に制定させていただいております。

一方、行政機関、個人情報保護法の関係につきましては、平成15年ということで、国の方が後ということになっておりまして、各地方公共団体に基づいて行っている、その条例に基づいて行っているところでございます。

それらを統一的にするという意味で、こちらの方の統一ルールに沿って、私どもの方の条例も改正するというようなことになります。

○会長 はい、どうぞ。さかまき委員。

○さかまき委員 はい。分かりました。細かく聞くとちょっと時間が、細かくなり過ぎる。あと1点だけ、大きなので聞きたいと思うんですが、3ページの4番に関連してなんですが、色々、先ほど2000個問題の話もありましたけれども、いわゆる個々で条例を定めていたものを法律の下にということだと思んですが、法律として定められ、板橋区もそれを適応されると、その法の下に繋がるんですが、その影響は限定的であるというようなことを書いて、大きな影響はないというご見解なんですが、その個人情報の取扱いそのものに対して、大きく改正された個人情報保護法とは、今まで板橋区の個人情報保護条例によって取り扱ってきた取扱い方で、何か、考え方だったり、齟齬と呼ぶのか、違いと呼ぶのか、何か、その法律に合わせなきゃいけないというようなことで、何か、大きな影響はないということなんですか。

何か、そんな取扱いに関しては、特に、例えば先ほどの自衛隊もそうなんですが、保護と、それから情報の活用みたいな観点で、何か、大きな違いというか、考え方の変化というのはあったのでしょうか。それとも、大きく、今までどおりの捉え方で問題ないのか。

こういうことを聞くのは、例えば審議会にご報告があったときにも、何か、今までは常識、捉え方で何か判断しようとしたときに、大きく法律としてはこうなっているから、ちょっとここは考え方を変えなきゃいけないというようなことが発生しているのか、していないのかというところをお聞きしたいなと思ったので、すみません、長くなって。

○会長 どうぞ、区政課長。

○区政情報課長 はい。まず、こちら影響があるかないかというところでは、私どもの方の考えとしては、あまりないというふうに考えているところでございます。

もちろん条例の条項数は減るわけですが、それに値するような形での法律がちゃんと制定されております。そちらの方に則って行うというところでございます。

また、そちらの方の、差というとおかしいんですが、緩くなるんじゃないかというようなご心配等もあるかとは思いますが、それらが私どもの方としては、ないというふうな形で考えているところでございます。

いずれにしても、具体的な例としまして、個人情報関係について、無限定に出すということとか、そういうことも一切ありません。こちらの方については、私どもの方の条例の部分、それと法律の部分、両方で補完し合いながら行っていくわけですが、私ども、審議会については、やはり今まで培ってきた、長年にわたり運営してきているところではございます。その中で、個条委から発出するガイドラインであったり、私どもの方でも手引き等がございまして、そちらの方できちんと適正に、今後も引き続き個人情報保護ということは行っていくというふうに考えているところでございます。

○さかまき委員 ありがとうございます。

○会長 よろしいですか。

○さかまき委員 はい。

○会長 ほかの委員はいかがでございましょうか。

どうぞ。おばた委員。

○おばた委員 今ほどの質問であった、これまでの板橋区の個人情報の取扱いで変わることはないというお話ではあったのですが、これまで、先ほどの自衛隊の件について、議題として諮問されていたものが報告という形になると。今後は、それは先ほどからお話のあった個人情報保護委員会に報告がされるというような運用になっていくのでしょうか。

○会長 はい。区政情報課長。

○区政情報課長 「個条委」と呼んでおります個人情報保護委員会、こちらの方への報告ということではございません。諮問後ということではございません。私どもの方で、きちんと報告等はこちらの方の審議会の方に行くわけですが、

ただ、やはり法律関係の解釈ですとか、そういったものに疑義が生じたりした場合には、個条委の方に確認をするというようなものになっております。

○会長 はい。どうぞ。

○おばた委員 ごめんなさい。ちょっと確認なんですけど、諮問は、今後はなくなるという事なんですか。

○会長 区政情報課長。

○区政情報課長 基本的にはなくなるわけですが、やはり諮問として残るもの、例えば今回この条例等の改正等がございます。こういったものに関しては、諮問というようなことでこの審議会の方に向けさせていただきくようなものがございます。

○会長 おばた委員。

○おばた委員 分かりました。あと、ちょっとまだ、あまりこの改定後のイメージが湧かないのですが、例えばこれまでも様々なこの場で、例えば個人情報の紛失事故であったり、それに対する対応などについて検討したというのも多々あったかなというふうに思っています。

そういった各自治体ごとで起きたようなことについても、今後はこの個人情報保護委員会というところが行っていくのか。はたまた、この本委員会でもって引き続き対策を検討したりしていくのか、ちょっとそこら辺のことを教えてください。

○会長 はい、どうぞ、区政情報課長。

○区政情報課長 あくまでも個条委というのは、統一的なルールを作るというようなところでございます。やはり、板橋区で起きます事件、事故等につきましては、私ども、こちらの保護審議会の方に報告させていただきます。

例えばでございますが、令和3年度に保護審議会に諮問いたしました新型コロナウイルスワクチン接種記録システム、こちらの利用など、こういった大きな案件が発生した場合、個別報告をしていきたいというふうに考えているところでございます。

申し訳ございません。それと、あと個人情報の事故が発生した場合も、これまでどおり保護審議会に報告をさせていただきたいというふうに思っております。

○会長 どうぞ、おばたさん。

○おばた委員 分かりました。最初のさかまき委員のご質問とかぶるのかもわからないんですけども、事前に審議会の諮問を要件とする条例を定めてはならないというところが引っかかかっていまして、やはり各自治体にとっても、そういった個人情報の取扱いについてはこういった形態なのか分かりませんが、広く審議をする必要があるのかなというふうに思いますので、ちょっと、その意味、なぜ、置いてはならないのか、置いては

ならないというのであれば、その個人情報保護委員会なるもの、上位団体なるものがそういった審査を行うという仕組みになっていなければならないのかなと思うんですけども、そこについて。

○区政情報課長 今回の改正ということに関しましては、板橋区におきましても、全部、法律の方が、直接、適用されるというようなことになっております。

ですから、私どもの条例で今まで制定していたものの中でも法律で規定されているものに関しましては、そちらがそのまま、直接、板橋の方に適用という形になります。

ですから、改めて、その諮問の部分につきましても、きちんと今までどおりの形ではできなくなるわけですが、私どもの方としましては、保護審議会の方にご意見等は頂いて、引き続き行っていきたいというふうには思っているところでございます。

○会長 会長が発言していることなのかどうか分かりませんが、若干、補足させていただければと思います。

私の専門領域なもので、研究者としての専門領域でありまして、この件に関しては日本弁護士連合会も何回かシンポジウムも主催されたていまして、私もそのパネリストとして発言などしておりました。

若干、補足させていただきますと、基本的に今回の問題については、国が定めた新しい法律に基づいて、国、地方公共団体、民間企業、全体に対する一律のルールというもので、日本国中、全体の個人情報保護の取扱いを統一化したいということがそもそもの目的です。

これが必要になりました背景には、個人情報というのは、日本国内だけではなくて、国を超えて流通するということがございますもので、とりわけEUとの関係で、日本が国の中で取扱いがばらばらでは、ということをも日本という国全体が個人情報保護水準が低い、信用ならないという形で、様々な不利益が生じる可能性があるということで、これは日本国全体での統一性というものを高める必要があると。

その場合に、何人かの委員からご指摘いただきましたことと関わるのですが、国の定めた法律それ自体の解釈を各自治体の当委員会のような審議会によって修正していくということが行われますと、結果的に、条文は同じなんだけれども、各自治体ごとに解釈が異なると。審議会が強い意見を述べたので、首長が、都区でいえば区長が、個人情報保護委員会による法解釈とそれぞれの自治体の審議会の法解釈が異なってしまって、板挟み状態になって結果的に審議会の言うことを聞かざるを得ないということになると、もともとの目的は達成できない。そこで、法解釈に関しては、一元的に個人情報保護委員会が管理する

ということにしたいというのがこの事前審査を審議会に求めてはならないという考え方の背景にあるというふうに私は理解しております。

ただ、今、複数の委員からもご指摘がございました、私自身もそう考えているのですが、要するに法律というのは事実に対して法律を適用して結論を出すものですから、その事実がどういうものであるかということですね。現場においてどういう問題がリスクとして生じているかということは、これは個人情報保護委員会では監督できません。それについて全部監督しようとする、個人情報保護委員会のスタッフの数を、多分、今の100倍ぐらいに増やしてもまだ足りないということになるわけでございまして、それは、引き続き、各自治体、あるいは各企業、あるいは各中央省庁機関が自己責任でやるしかないということなんです。

その自己責任の在り方として、どういったやり方をやるかということについて、当区の場合は、当審議会が長年やってきたことについて一定の評価をいただいているというふうに私は理解しておりますけれども、この審議会自体を廃止せずに、廃止する選択をする自治体も多いと思います、もうこのタイプの審議会自体、組織としてもやらない。

これをやめずに、そして、法律上は専門的知見の必要である問題についてだけ意見を述べる、出せることができるとなっているんですが、そうではなくて、監査の目的で追加的に定期的な報告もするのだということ、かなり個人情報保護委員会の事務局とやり取りをして、聞くところによると、これは相当激しいやり取りをしていただいた挙句に調整がなったというふうに聞いておるんです。

その意味では、まさしく事実問題については、個人情報保護委員会が直接管理することができないようになるから、そこにおいては、区の方の自立性が必要であり、そこにおいて、区長が政治的判断で全てを動かすというのではなくて、専門家、あるいは区民代表の意見というものを取り入れるという制度を何とか維持するという形で調整をいただいた結果、でき上がったのがこの原案であるというふうに理解しております。

小委員会におきましては、私は小委員会の座長でもあるわけですがけれども、におきましても、委員全員がそのような理解を共通にしてこのような原案を、恐らく、今回の3条、それから8条のこの下線部の追加がある自治体は日本中で恐らく数えるほどしかない、場合によっては板橋区だけかもしれないというところまで頑張っていたというふうに理解しております。

すみません、会長が発言していいのか悪いのか分かりませんが、確かに疑問が残るとこ

ろでございますので、背景を簡単に説明させていただきました。

高木委員、あるいは飯塚委員、小委員会の委員でございますけれども、追加で何かございますか。よろしいですか。

ほかの委員の皆様方、いかがでしょうか。

(なし)

○会長 ありがとうございます。

それでは、このような形で進めさせていただくということで、小委員会の方に議案の調整につきましてはご一任いただいておりますので、これに基づきまして、後に区議会の方で審議を賜るという形になろうかと思っております。その節には、議会代表の委員の皆様方、改めての審議を条例の形でお願いすることになりますが、よろしくお願いたします。

さて、それでは、続きまして、報告事項の2番目でございます。

令和3年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況につきまして、ご報告をお願いいたします。お願いします。

○区政情報課長 はい。令和3年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況でございます。

それでは、資料5に基づきまして、ご説明申し上げます。

1枚おめくりください。1ページでございます。

項番の1、公文書公開請求の処理状況でございます。

1段目、請求の件数です。1,968件で、1,411人の方から請求がございました。決定状況の欄でございます。公開が1,206件、一部を被覆しました部分公開、こちらが693件になり、公開したものの合計が1,899件になります。

表の真ん中辺りの不適用でございます。あまり耳慣れませんが、昨年と同様に、1件ございました。

内容は、公開請求に該当する文書が公図の写しになり、その公図は不動産登記法に基づき、法務局で請求する文書というものでございます。

続いて、右隣の存否応答拒否でございます。これも、昨年と同様に、1件ございました。

これは、昨年も説明いたしましたが、公文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開していることになってしまう場合など、文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができるもので、あるなしを答えない対応となっております。

件数の多いもので、不存在が41件でございます。特定の事業者との契約書の請求があ

りましたが、そもそも契約を行っていなかったもの、該当の届け出がなかったもの、保存年限を過ぎたものというようになっております。

取下げ、22件です。公開決定後に、不要となったとの連絡が入ったもので、事業者が請求する図面等が多いケースとなっております。

項番の2、公文書公開請求の種類別件数でございます。

これはご覧のとおりでございます。中ほどの住環境に関する情報、こちらが1,109件、非常に多うございました。

3、推移でございます。

2年度実績は、ここ数年に比べ大きく伸びているところでございます。3年度も高止まり傾向というような形になっております。

住環境に関する情報の中高層建築物の標識設置届処理簿や位置指定道路の位置確認図などの公開請求、また、飲食業の許認可、医療機関や理・美容所の設置、廃止の関係も簿冊の閲覧件数が伸びてきているというものでございます。

裏面、2ページでございます。

こちらは個人情報保護制度の実施状況でございます。

1、自己情報等開示等請求の処理状況でございます。

365件、176人の方からの請求がございました。

決定状況の不存在、30件でございます。

住民票や印鑑証明など、第三者が取得していないかの確認などでございます。

取下げ、5件もございます。

2、区分人数でございます。

本人からの請求が119人、代理人による請求が57人で、全体で176人の方から請求がございました。

項番の3、自己情報開示請求等の種類別数でございます。

2段目の介護保険認定調査票、主治医意見書などの福祉に関する情報が昨年度と同様に、非常に多くなっているところでございます。

項番の4、請求件数の推移でございます。

令和元年度から徐々に伸びてきております。

右側3ページ。

項番の5、個人情報業務登録の状況でございます。

本年3月31日現在で全庁的にこのような内容で登録されているものを一覧にいたしました。

1枚おめくりください。

4ページ以降、24ページまで、6の枝番でまとめております。

初めに、6-1の外部委託。

1枚おめくりください。6ページでございます。

6-2、目的外利用。

7、8ページ。

こちらが6-3、外部提供。

次の9、10ページになります。

6-4、電算記録。

11ページから24ページに、6-5としまして、その他というようになっております。

それぞれ、一覧、項目ごとに3年度中に新たに登録されたものの追加、もしくは変更がありましたものということで表として表しているものでございます。

最後の25ページになります。

25ページ、26ページに、項番7としまして、特定個人情報等事務登録の状況を記載いたしました。

この表の一番左の列でございます。評価書番号をご覧ください。

25ページの23番、30番、それと裏面、26ページの教育の3番、この三つが飛んでおります。

これは、昨年も申し上げましたが、国の主務省令がまだ未整理によりまして、評価書が未作成というような案件でございます。国が新たに主務省令を出したときに加わってくるというようにご理解いただければというふうに思っております。

説明につきましては、以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。

これにつきまして、同じように、ご質問、ご意見等ございましたら承りたいと思います。

これは、よろしいですか。制度全体を概観できる資料でございます。ぜひ、ご覧ください。

○吉田委員 すみません。

○会長 はい。どうぞ。

○吉田委員 一つだけ聞かせてください。1点だけ、よろしいですか。

こういった資料は、毎年、発行するということで理解してよろしいですか。

○会長 どうぞ、区政情報課長。

○区政情報課長 はい。こちらの方につきましては、この審議会にご報告するとともに、こちら1ページ、2ページにつきましては、概略ということで議会の関係にも報告させていただいているところでございます。

○吉田委員 ありがとうございます。

○会長 はい。ありがとうございます。

これはよろしいですか。

それから、報告事項の3番目ですね。最後の報告事項になります。

令和3年度特定個人情報保護評価書の変更状況につきまして、事務局から説明をお願いします。

○区政情報課長 それでは、資料6、A4の資料1ページになります。

項番の1、評価書の年1回の見直しによる変更でございます。

区長等は、少なくとも1年ごとに、行政手続に係る特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律によりまして、公表した評価書に記載しました事項の見直しを行うように努めまして、評価書に記載した事項に変更があった場合には、速やかに評価書を修正し、個人情報保護委員会に提出することということを受けまして、今回、毎年、区では見直しを行っております。

内容としましては、3項目でございます。

(1)でございます。マイナンバー利用事務・しきい値判断の見直しによる変更でございます。

これは、しきい値判断項目である対象人数と取扱者数を再精査し、計数積算基準年月日、こちらを令和3年4月1日に変更したものでございます。

(2)です。こちら組織改正に伴う変更となります。

グループ制を廃止して係にしたもののほか、課の名前を変更したもの、室を部にしたものなどでございます。

(3)事務内容の精査等による表記等の変更でございます。

マイナンバー法改正に伴う修正になっているところでございます。

続きまして、2、その他の理由による変更でございます。

(1) VRS、新型コロナウイルスワクチン接種記録システム、こちらの利用に伴う全項目評価書の新規作成及び基礎項目評価書の変更になります。

(2) 子育て世帯と住民税非課税世帯等への臨時特別給付金が特定公的給付に指定されたことに伴う事務概要の追記等の変更となります。

下の表の右側4列の該当する箇所に丸印、もしくは数字で変更内容を示しております。それでは、例を挙げてご説明したいと思います。

左端の評価書番号の1番目をご覧ください。

事務の名称が「住民基本台帳に関する事務」ということで、こちらの中ほどに「令和3年度しきい値判断」というように書かれております。

こちらのところ、こちら対象者数でございます。対象者数が5万7千24人、板橋区民の方の人数でございます。

それから、取扱者数が250人。これは、この業務に携わっている職員の人数でございます。正規職員のほかに、会計年度任用職員なども含まれているものでございます。

その右側、1として、年一回の見直しでございます。

今、説明いたしました該当箇所に丸が入っているものでございます。

右端、2番、その他の理由による変更についてでございます。

評価書番号2番、6番の方に臨時特別給付金関係の変更があったものということで、2- (2) というような記載になってございます。

1枚、おめくりください。

裏面の2ページになります。

評価書番号14番、予防接種に関する事務でございます。

一番右端に、2- (1) ということで、VRS利用に伴う全項目評価書の新規作成ということで記載がございます。

以下、変更のあった事務全体を4ページにわたりまして一覧として表しているものでございます。

説明は以上となります。

○会長 はい。ありがとうございました。

これにつきましてもご質問をお受けしたく存じますが、議長から1点だけ補足させていただきますと、特定個人情報、いわゆるマイナンバーに紐づいている情報ということでございますけれども、につきましては、これを利用いたしますと、板橋区において、リスク

をあらかじめ検討し、そのリスクに応じた対策をちゃんと取るということが必要になるわけです。

そこで、そのリスク評価を行った結果、どういう対策をするかということを書類にまとめまして、これを国の個人情報保護委員会に報告して上げるということになりますが、その想定されるリスクの規模に応じて、あるいは性質に応じて、3段階の区分がなされておりました。一番大規模なリスクが想定される場合に行わなければいけない対策が、全項目評価書ということですね。それよりは軽いけれども、しかしながら重要であるという場合には、重点項目評価書というのを作ると。リスクがそれほど大きくないというふうに典型的には考えられるものについては、基礎項目評価書というのだけ作ればよいという形で3段階になっておりました。このしきい値変更というのは、その全項目、重点項目、基礎項目のところの取扱いが変わった場合に、しきい値判断というのがあるということですね。

今回に関していうと、人口が増えた場合ですね。取扱者が増えたというような理由によるしきい値判断の変更はないということなので、そこは変わらなかったんだけど、1点だけ、14番について、VRSを投入したことによって、マイナンバーを使った事務として大規模事務が発生したので、そこについてだけは、別途、全項目評価が作成されるということ。

これについては、当審議会で、この全項目評価書について、昨年度の第2回の審議会でご審議いただいて、これを承認済みだということでございます。

ですので、新しい方がありますので、ちょっと議長から若干追加だけさせていただきます。

ということを前提といたしまして、何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

○会長 はい。ありがとうございました。

それでは、報告事項も、以上3点でございました。

本日、議長において予定しております審議事項、報告事項は以上で全て終了いたしました。これをもって閉会したく存じますが、よろしいでしょうか。

それでは、閉会いたします。では、事務局、お願いいたします。

○区政情報課長 はい。1枚目、次第にもございます、一番下にございます次回の審議会の開催予定でございます。次回は、令和4年11月11日金曜日、午前9時30分から。

場所は、こちら側の棟内にございますが、9階の大会議室Aで開催する予定であります。

また、間近になりましたら、開催通知の方は送付させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

私どもからは、以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。

それでは、本日は閉会いたします。ありがとうございました。

午後4時00分 閉会